

森林づくり提案事業実施要領

平成18年4月3日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成24年5月1日
平成25年4月1日
平成27年4月1日
平成29年4月3日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和3年3月26日
令和6年4月1日
令和7年3月27日

第1 趣旨

この要領は、大分県森林環境保全推進関係事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、森林づくり提案事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

県民の理解と協力のもとに、森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、県民が自ら企画し行う森林の役割や森林づくりの重要性についての理解や関心を高めるための活動等を支援する。

第3 事業内容

1 要綱別表1に掲げる補助対象事業の内容は、次のとおりとする。

（1）森林づくり活動

県民参加のもと、事業実施主体が自ら企画し行う植栽や保育、竹林整備等、森林の整備や保全を目的とした活動とする。

（2）森林環境教育・体験活動

森林の役割や森林づくりの重要性について、県民の理解や関心を高めるために、事業実施主体が自ら企画し行う、参加者体験型の活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する活動は、対象としない。

（1）大分県民を対象としていない活動

（2）申請時に、年間の予定活動参加者数の合計が10人未満の活動

（3）実績報告時に、年間の活動参加者数実績が10人未満の活動

- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 政治または宗教目的で行う活動
- (6) 他団体への補助（助成）等を目的とした活動
- (7) 物品の購入のみ等、自ら行う活動を伴わないもの
- (8) 類似の趣旨かつ同一の場所で行う活動で他の補助金を活用しているもの。
- (9) 同一の内容で本事業による補助金を活用した活動が3年以上となるもの
（ただし、大分県森林づくり提案事業審査会の審査で、別紙2に基づき認められた活動は除く）

第4 交付単価及び補助対象経費

1 要綱別表1に掲げる交付額および補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 活動促進費の交付額の決定

各団体が実施する森林づくり活動及び森林環境教育・体験活動を促進するため、活動企画書（様式2-1）にあげる1提案あたり参加予定者合計（参加者数区分）に応じて、交付額を決定する。

なお、1つの提案で複数の活動を行う団体も1提案として交付額を決定するものとする。

参加者数区分（人）	交付額（円）
10～30	4,000
31～60	12,400
61～90	24,400
91～	36,400

ただし、次のものは参加者数として含めることができないものとする。

- ①主たる活動の前に行う事前整備作業等の準備を外部委託する際の作業員、立ち会い等を行う事業実施主体の構成員等
- ②報償費を支給予定の講師・インストラクター・指導者等（講師等の運転手・付き添い者等を含む）
- ③会議、打ち合わせ、現場確認等の主たる活動に付随する活動の参加者
- ④その他、団体が整備した活動地の見学等を目的とした来場者や活動に参加していない者

(2) 資材購入・機材リース費等補助

要綱別表1に定める資材購入・機材リース費のうち、対象となる資機材等及び補助上限額は以下のとおりとする。

ただし、機材リース費補助については、個人所有物の借用は補助対象外とする。

なお、前項で定める活動促進費の交付を受けて購入または賃借した資機材及び支出した外部講師報償費等は補助対象外とする。

①3名以上の県民で構成された団体

(構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体を除く)

区分	項目	補助率	補助上限単価
資材購入	苗木及びそれに付帯する肥料、支柱	10/10 以内	
	鳥獣害防止資材		
	木工教室・ワークショップで使用する原材料		
	しいたけ原木・種駒（森林環境教育用）		
機材リース等	貸切バス借り上げ		
	樹木粉碎機		
	会場使用料（光熱費含む）		
	トラッククレーン		
	バックホウ		
	トラック（排気量 660cc 以上のもの）		
	軽トラック（排気量 660cc 未満のもの）		
	マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの）		
	発電機		
	外部講師報償費		
	体験アクティビティの委託料		
			18,200 円／日
			21,600 円／日
			13,000 円／日
			6,400 円／日
			50,800 円／日
			3,700 円／日
			8,000 円／日
			100,000 円／日

②市町村・森林組合・企業、構成員の1/2以上が同一企業の者である団体、市町村が構成員に含まれ、かつ、運営費の1/2以上を公共団体の資金で補われている団体

区分	項目	補助率	補助上限単価
資材購入	苗木及びそれに付帯する肥料、支柱	1/2 以内	
	鳥獣害防止資材		
	木工教室・ワークショップで使用する原材料		
	しいたけ原木・種駒（森林環境教育用）		
機材リース等	貸切バス借り上げ		
	樹木粉碎機		
	会場使用料（光熱費含む）		
	トラッククレーン		
	バックホウ		
	トラック（排気量 660cc 以上のもの）		
	軽トラック（排気量 660cc 未満のもの）		
	マイクロバス（レンタカー会社等から賃借するもの）		
	発電機		
	外部講師報償費		
	体験アクティビティの委託料		
			9,100 円／日
			10,800 円／日
			6,500 円／日
			3,200 円／日
			25,400 円／日
			1,850 円／日
			4,000 円／日
			50,000 円／日

①②のうち、鳥獣害防止資材については、当年度事業で実施する植栽に付帯し、一体的に設置するものに限る。

- ・補助金額の算出にあたって、機材リース費等のうち、補助上限額を定めた項目は実行経費と比較し、補助上限額といずれか低い金額を交付額とする。
- ・機材リースについては、個人所有物の借用は補助対象外とする。
- ・体験アクティビティの委託料については、体験指導者等人件費や資材運搬費用を含み、指導能力や資機材を準備できないなど、事業実施主体自身で実施できない体験活動を他者に委託して実施する場合とする。

2 遂行状況の確認

- (1) 事業実施主体は、事業内容の変更等により、新たに補助対象経費が追加される場合は、知事に事前相談を行うとともに、知事の求めに応じ遂行状況の報告を行うものとする。
- (2) 知事は前項の規定による報告等があった場合は、必要に応じ、定期的に遂行状況の確認や現地確認等を行い、事業の内容及び経費の把握に努めるものとする。
- (3) 活動促進費の交付額の算出にかかる活動参加者数及び活動日の確認は、写真により行うものとする。
- (4) 機材リース等のうち、補助上限額を定めた項目については、補助金額の算出にあたっては、実行経費と比較し、補助上限額といずれか低い金額を交付額とする。
- (5) 前項で定める機材リース費等の補助金額の算出にあたって、事業実施主体は、見積書または領収書の写し等、金額の根拠となる資料を提出するものとする。

第5 対象事業の選定

対象事業は、知事が別に定める提案募集期間に応募のあったものの中から、「大分県森林づくり提案事業審査会」で審査し、採択された事業から選定する。

- 2 審査は、提出された応募書類により、「大分県森林づくり提案事業審査会」に出席した各審査員が、森林づくり提案事業審査基準（別紙1）に基づき、採点するものとする。
なお、審査において、審査委員長が必要と認めた場合は、提案者に説明を求めることができるものとする。
- 3 採択の可否は、別紙2の評価基準を満たす事業について採択するものとする。

第6 助成措置等

知事は、選定した事業について、予算の範囲内において、要綱により補助するものとする。

ただし、補助金の適正な交付等を行うために、選定した事業に修正を加え、または条件を付すことがある。

第7 事業の公開

選定の公正性及び透明性を確保するため、助成の対象となった事業については、その事業内容等を公開する。

第8 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、森林ボランティア等による森林づくり活動の実施にあたっては、作業の安全確認や事故の未然防止、緊急時の対処法を身につける等により適切な安全管理に努めるとともに、万一の事故に備え保険への加入に努めること。
- (2) 事業実施主体は、大分県森林づくりボランティア支援センターへ森林づくりボランティア団体の登録の手続きを行うよう努めること。
- (3) 事業の実施にあたっては、大分県森林環境税を活用した事業である旨を事業現地に表示するよう努めること。
- (4) 参加者の募集にあたっては、広く周知を行い、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に努めること。
- (5) 事業実施主体は、必要に応じ参加者から負担金を徴収する等、自主財源の確保を図り、継続的な活動が維持できるよう努めること。
- (6) 事業実施主体は、活動地の土地所有者から承諾を得たうえで活動を行うこと。
- (7) 資材購入・機材リース費等の補助を受ける団体が事業実施主体の構成員が所属する法人と、資材購入または機材リース等の契約を締結する場合は、2者以上から見積りを取得すること。

第9 事業実施の報告等

1 申請に添付する書類

要綱別表2に定めるその他実施要領に定める書類は、次のものをいう。

- (1) その他実施要領に定める書類
 - ア 確認書（様式1）
 - イ 活動企画書（様式2-1）
 - ウ 団体概要及び収支計画書（様式2-2）
 - エ 位置図
 - オ 土地所有者の承諾書の写し

2 実績報告に添付する書類

要綱別表3その他に掲げる書類は、次のものをいう。

- (1) 実施状況写真
 - ア 報償費支払対象者の指導状況写真（日毎）
 - イ その他知事が必要と認める写真
- (2) その他実施要領に定める書類
 - ア 活動実績書（総括表、個別表）（様式3-1、2）
 - イ 活動参加者確認票（様式3-3）
 - ウ 収支明細書（様式3-4）
 - エ 位置図
 - オ 実施区域図（活動実施区域、委託実施区域が分かるもの）
 - キ 団体の構成員名簿（市町村は除く）
 - ク 参加者募集チラシの写し
 - ケ 資材購入・機材リース費補助を受けた資材またはリース機材の領収書又は請求書の内訳

- (品名、数量、単価) が確認できる書類の写し (領収書又は請求書で確認できる場合は除く)
- コ 2 者からの見積書 (資材購入・機材リース費補助を受ける団体のうち、事業実施主体の構成員が所属する法人から資材の購入または機材のリース等を行う団体のみ)
- サ 土地所有者の承諾書の写し (補助金交付申請から変更があった場合)
- シ その他知事が必要と認める書類

3 報告事項

知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業執行状況、実施後の効果及び管理等の報告を求めることができる。

第 10 指導体制

知事は、必要に応じて、事業実施主体に対し、事業の実施等について、助言・指導を行うものとする。

第 11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

- | | |
|-----|--------------------------|
| 附 則 | この要領は、平成 1 8 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 2 2 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 2 4 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 2 5 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 2 7 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 2 9 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、平成 3 1 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、令和 2 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、令和 3 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、令和 6 年度事業から適用する。 |
| 附 則 | この要領は、令和 7 年度事業から適用する。 |

団体名					
審査項目		審査内容		評価	
		(1) 事業内容が次の全てを満たしているか ア 提案者が自ら企画し、実行する内容となっている。 イ 当年度内に完了する事業である。 ウ 実施要領第3条第2項で定める事業の対象外となる活動でない。 エ 大分県森林環境税及び事業の趣旨に合致している。 オ 安全対策を講じている。 カ 当事業による補助終了後も、自立的な活動を継続できる見込みがある。 キ 事業の明確な会計・経理及び文書作成等を行う能力があり、補助事業を適切に実施できる見込みがある。 ク 関係法規等を遵守し、活動を実施するうえで必要となる手続き等について理解している。		チェック	
事業内容	実現性	(2) 実現可能な方法、スケジュール、スタッフ体制が講じられているか。(該当するもの全てを選択)		配点	合計点数
		◇何を、なぜ、どのような方法でやりたいのが明確である。		3	
		◇事業に見合った適正な経費で積算した根拠があり、かつコストの削減に努めている。		3	
		◇実施予定日及び予備日を適切に計画している。		1	
		◇活動実施に必要な知識、技術力、運営能力、指導者確保が十分にできている。		2	
	波及性	(3) 幅広く県民参加を募っているか。(該当するものを全て選択)		配点	合計点数
		◇活動および参加者見込者数の規模に見合った方法で広報を行っている。		2	
		◇森林や林業に親しみのない人の参加が期待できる方法で広報を行っている。		2	
		(4) 森林を守り育てる意識を醸成するため、事業実施主体以外の団体等との連携や積極的な広報を実施しているか。(該当するもの全てを選択)		配点	合計点数
		◇他団体との連携を図っている。		1	
		◇事業周知や終了後の活動紹介など、広くPRしようとする姿勢が見られる。		1	
		◇大分県森林づくりボランティア支援センターへ森林づくりボランティア団体の登録をしている。または、登録予定がある。		1	
	独自性	(5) 地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか。(該当するもの全てを選択)		配点	合計点数
		◇地域資源や地域特性を積極的に活用している。		3	
		◇新規性、先進性、創造性が認められる。		3	
	継続性・発展性	(6) 継続性や発展性が認められる活動であるか。(該当するもの全てを選択)		配点	合計点数
		◇次年度以降の計画がある。		1	
		◇次年度以降、新たな展開が期待できる。		2	
		◇当事業による補助終了後も継続的・発展的な活動の計画がある。(該当するもの1つを選択)		ある 3	
				計画予定 0	
				ない -3	
		◇市町村や自治会、学校等と連携し、地域に根差した活動として継続される可能性が高い。		3	
	◇提案者は負担金の徴収など、自主財源の確保に努めている。		2		
過去の助成実績	(7) 令和3年度以降の過去採択回数(該当するもの1つを選択)		配点	合計点数	
	◇初めて		3		
	◇過去採択1回		2		
	◇過去採択2回		1		
	◇過去採択3回以上		0		
	(9) 令和3年度以降の過去の実績評価(該当するもの全てを選択)		配点	合計点数	
	※災害、感染症、社会事情の変化等によるやむを得ない事情による事業の規模縮小は減点の対象外とする。				
	◇前年度実績において、当初交付決定時から補助金額で3割以上の減額がある。		-2		
◇前年度実績において、計画時から県民参加者数が5割以上の減となっている。		-2			
その他意見等					
審査項目		審査結果			
(1)		満たしている ・ 満たしていない			
(2)～(9)合計点数		0点			

別紙 2

森林づくり提案事業 評価基準

(1) 初年度（令和3年度以降）から通算して3回目までの提案

審査項目		評価基準
事業の適格性		満たしている
事業内容	実現性	審査員の採点の合計が、 満点の5割以上
	波及性	
	独自性	
	継続・発展性	
過去の助成実績		

(2) 初年度（令和3年度以降）から通算して4回目以降の提案

審査項目		評価基準
事業の適格性		満たしている
事業内容	実現性	審査員の採点の合計が、 満点の5割以上
	波及性	
	独自性	
	継続・発展性	
過去の助成実績		
かつ		
波及性		審査員の採点の合計が、 満点の6割以上
独自性		審査員の採点の合計が、 満点の6割以上
継続・発展性		審査員の採点の合計が、 満点の6割以上
—		児童等を対象とした森林環境教育を目的とした活動で、かつ、毎年異なる参加者が見込まれる。

確認書

1. 申請する活動は、大分県森林づくり提案事業実施要領第3(2)に定める活動に該当しないことに相違ありません。
2. 当団体は、消費税法の規定における
(☐ 免税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 原則課税事業者)で相違ありません。
3. 実績参加者数が申請（予定）参加者数を下回った場合、補助金額が減額又は補助対象外となることについて、理解しました。
4. 要綱、要領の内容を確認し、補助条件(要綱第4条)、交付単価及び補助対象経費(実施要領第4)、その他必要な書類などについて、理解しました。
5. 活動の実施にあたっては関係法規を確認し、遵守します。

年 月 日

大分県 振興局長 殿

住 所
団 体 名
代表者職氏名

年度森林づくり提案事業 活動企画書

団体名・代表者名		団体区分	☐ 市町村・森林組合 ☐ その他団体 ☐ 企業（構成員の1/2以上が同一企業の者の場合を含む）				県担当記入欄	
活動名		活動区分	☐ 森林づくり活動 ☐ 森林環境教育活動					
活動目的								
活動内容及び実施場所	(活動内容:面積や回数、内容をできるだけ具体的に記載すること)					(実施場所)		
活動計画	時期	活動内容 見込時間 予備日の有無	参加予定者数等(人)				講師等(人)	活動促進費 算定人数
			合計 (講師等を除く)	県民参加者 (団体構成員を除く)	県外参加者	団体構成員		
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		活動内容: 見込時間: (h) 予備日: 有(/) ・ 無						
		合計						
	参加者募集の方法	☐ チラシ(部、)に配布・掲示) ☐ ホームページ・SNSへの掲載 ☐ 森林ボランティア通信へ掲載を依頼 ☐ 市町村広報誌等()への掲載を依頼) ☐ その他()						
安全対策	傷害保険への加入 ☐ する ☐ 必要がない ヘルメットの着用 ☐ する ☐ 必要がない その他実施予定の対策 ()							
構成員が所属する法人からの資材購入または機材の賃借予定	☐ 無 ☐ 有 (法人名:)							
参加費	☐ 徴収する (円/人、参加費の用途:) ☐ 徴収しない							
活動への他助成の申請予定	☐ 申請予定なし ☐ 申請予定あり (助成名等) 申請予定額 円							

団体概要及び収支計画書

< 団体概要 >

団体の概要	団体設立目的			
	設立年月日		会員数	
	活動実績			
	森林ボランティア登録		☐ 登録済み ☐ 登録予定(年 月頃) ☐ 未登録	
	補助事業実績		(森林づくり提案事業) ☐ 有(年度 ~ 年度 回) ☐ 無	
			(その他助成等) ☐ 有(事業 年度 ~ 年度 回) ☐ 無	
	団体所在地		〒	
団体 連絡先	(担当者)		(電話)	
	(E-mail)		(Fax)	

< 収支計画 >

1. 収入

単位:円

項目	金額	積算基礎(単価×数量)
(1) 補助金額		
①活動促進費		
②資材購入・機材リース費等補助		
(2) 自己資金		
(3) 参加費		
(4) その他		
合計		

2. 支出

単位:円

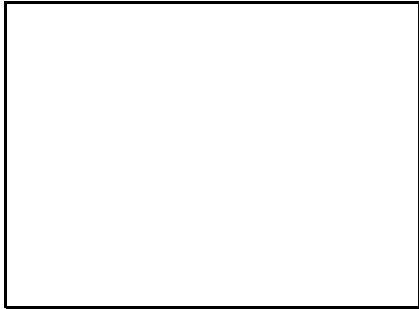
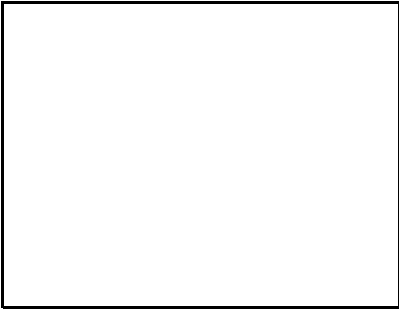
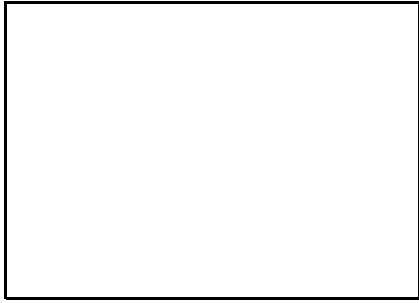
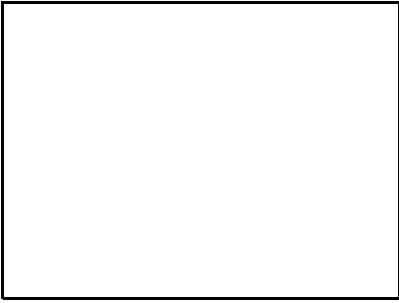
項目	金額	積算基礎(単価×数量)
(1) 活動促進費・自己資金によるもの		
(2) 資材購入・機材リース費等補助によるもの		
小計		
合計		

【注意事項】

- ・収入欄の活動促進費の積算基礎には講師等を除いた活動参加者を記載すること。
- ・収入欄及び支出欄には資材購入・機材リース費等補助の対象となる資機材等をもれなく記載すること。

年度森林づくり提案事業 活動実績書(総括表)

団体名・代表者名		団体区分	☐ 市町村・森林組合 ☐ その他団体 ☐ 企業(構成員の1/2以上が同一企業の者の場合を含む)
活動名		活動区分	☐ 森林づくり活動 ☐ 森林環境教育活動
活動目的			
活動内容			
参加者数	合計 人 ※延人数 (内訳: 団体関係者 人、 県民参加者 人、 県外参加者 人、 講師等 人)		
参加者募集の方法	☐ チラシ(部、 に配布・提示) ☐ ホームページ・SNSへの掲載 ☐ 森林ボランティア通信へ掲載 ☐ 市町村広報誌等(へ掲載) ☐ その他()		
安全対策	傷害保険への加入 ☐ した ☐ しなかった(理由:) ☐ 必要がない ヘルメットの着用 ☐ した ☐ しなかった(理由:) ☐ 必要がない その他実施した対策 ()		
構成員が所属している法人からの物品購入及び使賃の有無	☐ 無 ☐ 有(法人名:)		
参加費	☐ 徴収した(円/人、参加費の用途:) ☐ 徴収していない		
活動へのその他助成	☐ なし ☐ 助成あり(助成名等) 円 (助成名等) 円		

状況写真	
写真1 	写真2 
写真3 	写真4 

年度森林づくり提案事業 活動実績書（個別表）

整理番号	活動日	活動時間	活動参加者数（人）			報償費を支払う講師等（人）	活動内容
			合計	構成員	構成員以外		
		： ～ ：					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
		～					
合計							

年度森林づくり提案事業 活動参加者確認票

団体名		
整理番号		※様式3-2の整理番号・活動日と一致させること。
活動日		

人数 名（撮影者を除く）

人数 名（撮影者を除く）

人数 名（撮影者を除く）

人数 名（撮影者を除く）

人数 名（撮影者を除く）

人数 名（撮影者を除く）

【注意事項】

- ①活動日ごとに1枚作成し、整理番号を様式3-2の整理番号と一致させること。
 - ②活動促進費交付の算定根拠となるため、参加者の顔が認識できるように撮影すること。
 - ③原則、同一の人物が撮影すること。
 - ④写真の使い回しは行わないこと。
- （写真の使い回し等の不正が発覚した場合、活動促進費の返還を求められます。）

収支明細書

1. 収入

項目	金額(円)	積算基礎(単価×数量)
(1) 補助金額		
① 活動促進費		
② 資材購入・機材リース費等補助		
(2) 自己資金		
(3) 参加費		
(4) その他		
合計		

2. 支出

項目	金額(円)	積算基礎(単価×数量)
(1) 活動促進費・自己資金によるもの		
小計		
(2) 資材購入・機材リース費等補助によるもの		
小計		
(うち自己負担額)		
合計		

【注意事項】

- ・収入欄の活動促進費の積算基礎には講師等を除く活動参加者数(実績)を記載すること。
- ・資材購入・機材リース費等補助の対象となる資機材については、収入欄・支出欄にもれなく記載すること。